

第 10 回教育委員会会議

令和 8 年 8 月 25 日
午 後 3 時 00 分
本庁舎第 11 共通会議室

案 件

議案第52号

大阪市社会教育委員の委嘱について

議案第 52 号

大阪市社会教育委員の委嘱について

Ⅰ 委 嘱

令和8年9月9日付けをもって大阪市社会教育委員を委嘱する

氏 名	役 職 名	大阪市社会教育委員条例 第2条による区分	備考
水口 裕輝	大阪成蹊大学 大阪成蹊短期大学 教職キャリアセンター センター長	学識経験のある者	新規委嘱
田所 功次	日本労働組合総連合会大阪府連合会 大阪市地域協議会副議長	学識経験のある者	新規委嘱
片桐 恵子	神戸大学ウェルビーイング先端研究 センター センター長	学識経験のある者	新規委嘱
前田 葉子	大阪市地域女性団体協議会会長	社会教育の関係者	新規委嘱
若槻 健	関西大学文学部教授	学識経験のある者	新規委嘱
吉富 志津代	武庫川女子大学 心理・社会福祉学部教授	学識経験のある者	新規委嘱
與口 修	一般社団法人 関西経済同友会 企画調査部長	学識経験のある者	新規委嘱
浅田 真理子	はぐくみネットコーディネーター	学識経験のある者	再委嘱
林 美輝	龍谷大学文学部教授	学識経験のある者	再委嘱
松本 和馬	大阪市青少年指導員連絡協議会会長	社会教育の関係者	再委嘱
岡村 博之	大阪市 PTA 協議会会長	社会教育の関係者	再委嘱
久保 道伸	大阪市体育厚生協会相談役	社会教育の関係者	再委嘱
堀 久仁子	一般財団法人大阪市コミュニティ協会 都市コミュニティ研究室室長	学識経験のある者	再委嘱
山本 淳子	大阪キリスト教短期大学学長	学識経験のある者	再委嘱

Ⅱ 任 期

任期については、大阪市社会教育委員条例第4条により、令和8年9月9日から令和 10 年9月8日までの2年間とする。

委員の略歴

○水口 裕輝(みずぐち ひろき)氏

<現職>大阪成蹊大学 大阪成蹊短期大学 教職キャリアセンター センター長

<主な略歴>

昭和 60 年～ 大阪市我孫子中学校教諭

平成 15 年～ 大阪市教育委員会指導部指導主事

平成 18 年～ 大阪市立墨江丘中学校教頭

平成 20 年～ 大阪市教育委員会指導部主任指導主事

平成 21 年～ 大阪市教育委員会教務部管理主事

平成 24 年～ 大阪市立難波中学校校長

平成 27 年～ 大阪市教育委員会教務部首席管理主事

平成 30 年～ 大阪市教育委員会指導部長

令和 2 年～ 大阪市教育センター所長

令和 5 年～ 大阪市教育センター所長 再任用

令和 6 年～ 大阪成蹊大学・大阪成蹊短期大学 教職キャリアセンター センター長

○田所 功次(たどころ こうじ)氏

<現職>日本労働組合総連合会大阪府連合会大阪市地域協議会副議長(～現在)

<主な略歴>

平成3年～ 株式会社栗本鐵工所入社

○片桐 恵子(かたぎり けいこ)氏

<現職>神戸大学ウェルビーイング先端研究センター センター長(～現在)

<その他公職等>(公財)兵庫県生きがい創造協会 評議員

<主な略歴>

昭和61年～ 日本火災海上保険株式会社

平成 8 年～ 日本興亜福祉財団社会老年学研究所主任研究員

平成18年～ 日本興亜福祉財団社会老年学研究所主席研究員

平成25年～ 神戸大学大学院人間発達環境学研究科准教授

平成30年～ 神戸大学大学院人間発達環境学研究科教授

令和 4 年～ 神戸大学ウェルビーイング先端研究センター センター長

令和 8 年～ 神戸大学評議員

○前田 葉子(まえだ ようこ)氏

<現職>大阪市地域女性団体協議会会長

<その他公職等>

社会福祉審議会委員、男女共同参画審議会委員、防災会議委員、みどりのまちづくり審議会委員、安全なまちづくり推進協議会委員、中央区選挙管理委員会委員(委員長代理)

<主な略歴>

平成5年～ 中央区渥美連合安二町会 町会長

平成7年～ 更生保護法人大阪府更生保護協会 理事

平成24年～ 中央区地域女性団体協議会 会長

平成24年～ 中央区地域振興会 副会長・女性部長

平成24年～ 中央区社会福祉協議会 理事・副会長

平成26年～ 一般財団法人大阪男女いきいき財団 理事

令和6年～ 公益社団法人大阪市シルバー人材センター 副理事長

○若槻 健(わかつき けん)氏

<現職>関西大学文学部教授

<主な略歴>

平成17年～ 関西大学ポスドクトラルフェロー

平成18年～ 大阪大学人間科学研究科助手

平成19年～ 甲子園大学 総合教育研究機構 専任講師

平成22年～ 甲子園大学 総合教育研究機構 准教授

平成24年～ 関西大学 文学部 准教授

平成29年～ 関西大学 文学部 教授

○吉富 志津代(よしとみ しづよ)氏

<現職>武庫川女子大学心理・社会福祉学部 教授

<その他公職等>

「大阪市姉妹都市交流推進事業補助金交付対象事業選考会」委員

NPO 法人多言語センターFACIL 特別顧問、NPO 法人たかとりコミュニティセンター常務理事、一般社団法人ひょうごラテンコミュニティ代表理事、NPO 法人シャプラニール＝市民による海外協力の会 理事、東京都防災会議委員、兵庫県防災会議委員、財)兵庫県人権啓発協会 人権問題研究アドバイザー、「大阪都市魅力官民共創プログラムに係る懇話会」委員、大阪府外国人相談対応力強化事業事業検討委員など、ほか多数(審議会、団体、協会、組合など)

<主な略歴>

昭和54年～ 在神戸アルゼンチン総領事館 秘書（第一子出産により退職）
昭和56年～ 専業主婦
平成2年～ 在神戸ボリビア名誉総領事館 秘書（領事館の大阪移転に伴い退職）
平成7年～11年 FM わいわい設立など市民活動に従事（ボランティアから職員へ）
平成11年～ NPO 法人多言語センター理事長（常勤職員として。理事長は2023年まで）
平成23年～ 大阪大学大学院グローバルコラボレーション センター特任准教授
平成28年～ 名古屋外国語大学世界共生学部 教授
令和4年～ 現職

○與口 修（よぐち おさむ）氏

<現職>一般社団法人関西経済同友会 企画調査部長

<主な略歴>

平成 9 年～ 社団法人システム科学研究所 調査研究部 研究員
平成 19 年～ 同研究所を退職
平成 19 年～ 社団法人関西経済同友会 企画調査部

大阪市社会教育委員条例

第1条 社会教育法第15条の規定に基づき、大阪市に社会教育委員(以下委員という。)を置く。

第2条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者その他教育委員会が適当と認める者の中から教育委員会が委嘱する。

第3条 委員の定数は20人以内とする。

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、特別の事情があるときは、任期中でも解嘱することがある。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は再任することができる。

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

この条例施行後最初に委嘱する委員のうち、半数の委員の任期は1年としその委員はくじで定める。

附 則(平成26年3月4日条例第27号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。